

## 令和4年度生駒市家族介護用品支給事業仕様書

### 1. 種類・規格等

紙おむつ等の種類とその内容は次のとおりとします。

種類	規格	内 容		令和4年度見込み枚数※1	
フラットタイプ	サイズ	幅30cm×長さ75cm程度		900枚	
	重 さ	50g～90g程度			
	素材等	次の素材（又は、次の素材以上の性能を満たす素材）で構成されているもの ①表面材 不織布 ②吸水材 吸水紙、ポリマー、綿状パルプ ③防水材 ポリエチレンフィルム			
	吸収量の目安	500cc以上			
テープ止めタイプ	サイズ	同じ商品のラインナップ内でヒップ60cm～125cmに応じて対応できる4種類以上			
	素材等	次の素材（又は、次の素材以上の性能を満たす素材）で構成されているもの ①表面材 不織布 ②吸水材 吸水紙、ポリマー、綿状パルプ ③防水材 ポリオレフィンフィルム			
	仕 様	①立体ギャザー、ウエストギャザー、股ギャザー付き ②簡単テープ止め（マジックテープ使用）			
	吸収量の目安	対応ヒップとして以下のサイズを含むもの	吸収量		
		60cm	500cc以上		270枚
		80cm	650cc以上		923枚
		100cm	800cc以上		1,530枚
	125cm	850cc以上	450枚		
パンツタイプ	サイズ	同じ商品のラインナップ内でウエスト55cm～125cmに応じて対応できる4種類以上		S : 79枚 M : 1,879枚 L : 484枚 LL : 765枚	
	素 材	上記テープ止めタイプに同じ			
	仕 様	立体ギャザー、ウエストギャザー、股ギャザー付き			
	吸収量の目安	300cc以上			
尿取りパッドタイプR	サイズ	幅20cm×長さ50cm程度		13,770枚	
	素 材	上記フラットタイプに同じ			
	仕 様	ズレ止めテープ付き			
	吸収量の目安	300cc以上			
尿取りパッドタイプW	サイズ	幅30cm×長さ50cm程度		4,950枚	
	素 材	上記フラットタイプに同じ			
	仕 様	ズレ止めテープ付き			
	吸収量の目安	400cc以上			
尿取りパッドタイプB	サイズ	幅30cm×長さ60cm程度		2,670枚	
	素 材	上記フラットタイプに同じ			
	吸収量の目安	500cc以上			

※1 令和4年度見込み枚数は、令和3年6月から令和4年1月分の実績を元に試算した、令和4年6月から令和5年3月の見込み枚数です。

※2 令和3年度のテープ止めタイプのサイズ展開は、S(57～87cm)、M(60～95cm)、L(70～110cm)、LL(85～125cm)で、パンツタイプのサイズ展開は、S(50～70cm)、M(60～90cm)、L(75～100cm)、LL(90～125cm)でした。

なお配送の時期に応じて以下の枚数での配送をお願いします。（各配送において、利用者が2種類（同種類も可）2組を選択します。）

種類	2か月分	1.5か月分	1ヶ月分	0.5か月分
フラットタイプ	180枚	135枚	90枚	45枚
テープ止めタイプ	90枚	68枚	45枚	23枚
パンツタイプ	45枚	34枚	23枚	12枚
尿取りパッドタイプR	360枚	270枚	180枚	90枚
尿取りパッドタイプW	120枚	90枚	60枚	30枚
尿取りパッドタイプB	60枚	45枚	30枚	15枚

## 2. 契約期間と方法

### (1) 契約期間

令和4年6月1日から令和5年3月31日まで。

### (2) 契約方法

入札額内訳書に記載された種類（サイズ）ごとの単価により契約を締結します。

## 3. 納入について

別添「配達条件」のとおり。

## 4. 支払条件及び納品検収

(1) 生駒市から売買代金の支払いは、原則として2か月ごとに行います。偶数月の初日から翌月末日までの間に納品した紙おむつについて、明細書と請求書を提出してください。

(2) 契約者は、別添「配達条件」の4による家族等の受領印、もしくは宅配便業者の受取状と生駒市長宛の請求書を併せて提出するものとし、生駒市は、その支払いの請求を受けたときは、その日から30日以内に契約者の指定する口座へ振り込むものとします。

(3) 請求合計額に円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとします。

## 5. 担当

生駒市福祉健康部福祉政策課

〒630-0288 奈良県生駒市東新町8-38

電話（代表）0743-74-1111（内線7221）

## 配達条件

### 1. 配達する物品の種類及び場所

契約者は、次の紙おむつ等を生駒市の指定する市内受給者宅（令和4年度予定人数は約30人（年度途中で新規受給者、支給停止者を含む））に配達するものとします。以下の①から⑥の紙おむつ等の中から、各受給者の選択により2組を配達してください。

- ① フラットタイプ
- ② テープ止めタイプ（S、M、L、LL）
- ③ パンツタイプ（S、M、L、LL）
- ④ 尿取りパッドタイプR
- ⑤ 尿取りパッドタイプW
- ⑥ 尿取りパッドタイプB

### 2. 受給者リストについて

- (1) 契約者は、契約締結時に交付する締結時受給者リストを、その後生駒市が交付する各リストに基づき常に更新していき、その時点における最新の受給者リストとして保管管理してください。
- (2) 受給者リストの各受給者の記載事項は大きく以下の3点です。
  - ① 受給者の氏名、要介護者の氏名・性別・生年月日
  - ② 配達先の住所・電話番号
  - ③ 配達する紙おむつ等の種類（種類によってはサイズ）
- (3) 生駒市は、契約者に対して次の書類を交付します。締結時受給者リスト以外のリストを市が交付する時期・方法については、配達日前7日以内で、契約者と相談の上決定します。
  - ① 締結時受給者リスト  
契約締結時点における最新の受給者リストで、契約時に交付します。
  - ② 新規受給者及び再開希望者リスト  
1日付決定分又は16日付決定分の新規受給者及び再開希望者のリストです。
  - ③ 支給状況変更リスト  
支給状況に変更がある方のリストです。支給種類の変更、停止（再開する可能性がある）、廃止（資格喪失により配達対象外となり再開の可能性がない）等について記載します。

3. 紙おむつ等の配達について

配達の時期は、次の4回（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ）とします。

Ⅰ 2か月分の配達	
配達期間	令和4年6月、8月、10月、12月、令和5年2月の各1日～10日
配達回数	計5回
配達場所	上記2-(1)による <u>その時点における最新の受給者リスト宅</u>
配達枚数 (右記より2組選択)	フラットタイプ 180枚
	テープ止めタイプ 90枚
	パンツタイプ 45枚
	尿取りパッドタイプ R 360枚
	尿取りパッドタイプ W 120枚
	尿取りパッドタイプ B 60枚
Ⅱ 1. 5か月分の配達	
配達期日	令和4年6月、8月、10月、12月、令和5年2月のうち、生駒市から上記2-(3)「②新規受給者及び再開希望者リスト」が送付された月の各16日～20日
配達回数	計5回
配達場所	上記2-(3)「②新規受給者及び再開希望者リスト」による <u>16日決定分の新規受給者及び再開希望者リスト宅</u>
配達枚数 (右記より2組選択)	フラットタイプ 135枚
	テープ止めタイプ 68枚 (2組の場合は135枚)
	パンツタイプ 34枚 (2組の場合は68枚)
	尿取りパッドタイプ R 270枚
	尿取りパッドタイプ W 90枚
	尿取りパッドタイプ B 45枚
Ⅲ 1か月分の配達	
配達期日	令和4年7月、9月、11月、令和5年1月、3月の各1日～5日
配達回数	計5回

配達場所	上記 2 - (3) 「②新規受給者及び再開希望者リスト」による <u>1 日付決定分の新規受給者及び再開希望者リスト宅</u>	
配達枚数 (右記より 2 組選択)	フラットタイプ	90枚
	テープ止めタイプ	45枚
	パンツタイプ	23枚 (2組の場合は45枚)
	尿取りパッドタイプ R	180枚
	尿取りパッドタイプ W	60枚
	尿取りパッドタイプ B	30枚
IV 0. 5か月分の配達		
配達期日	令和 4 年 7 月、9 月、1 1 月、令和 5 年 1 月、3 月の各 1 6 日～2 0 日	
配達回数	計 5 回	
配達場所	上記 2 - (3) 「②新規受給者及び再開希望者リスト」による <u>1 6 日付決定分の新規受給者及び再開希望者リスト宅</u>	
配達枚数 (右記より 2 組選択)	フラットタイプ	45枚
	テープ止めタイプ	23枚 (2組の場合は45枚)
	パンツタイプ	12枚 (2組の場合は23枚)
	尿取りパッドタイプ R	90枚
	尿取りパッドタイプ W	30枚
	尿取りパッドタイプ B	15枚

#### 4. 配達の方法

- (1) 上記配達場所に契約者が直接配達、もしくは宅配便を専門とする契約業者に配達させることとします。
- (2) 新規受給決定者及び紙おむつ等の種類を変更する方には契約者が直接配達し、使用方法の説明を行うこととします。直接配達し、説明することが難しい場合には文書等で通知しても構いませんのでご相談ください。また文書等で通知する場合には「8. 見本等」の見本提出時に合わせて提出してください。

※ 使用方法の説明とは、「配達時の紙おむつ等」について行うものとします。また、紙おむつ等の種類を変更する方には、変更後の種類のみ使用方法の説明となります。

- (3) 商品の配達に際し、別途生駒市が印刷物（案内文等）を作成し、受給者に対する配布を依頼した場合には、印刷物を商品と同時に配達してください。
- (4) 配達時には、受給者宅の家族等の受領印を徴することとします。但し、宅配便業者による配達の場合は、受領印は宅配便業者の受取状に代えることができるものとします。
- (5) 配達の際には、受給者又は家族等に対し親切、丁寧な接遇に努めてください。

## 5. 梱包等の方法

- (1) 複数の段ボール等に分かれても構いませんが、一括して同時に配達してください。
- (2) 段ボール等の口は開いてしまわないよう、封をしてください。
- (3) 配達票等により、内容が生駒市の支給する紙おむつ等であるとわかるようにしてください。

## 6. 受給者の商品取り扱い相談の対応について

- (1) 受給者の商品変更希望や配達先等について連絡を受けた場合、生駒市へ連絡するよう伝えてください。
- (2) 商品の適合および取り扱い方法についての相談を受給者から受けた場合は、適切なアドバイスを与えるなど、対応してください。
- (3) 上記(2)に円滑に対応できるよう、受給者からわかりやすい相談窓口として「電話番号」を提示し、適切に対応できる体制を調べてください。

## 7. 商品の個別包装対応

- (1) 商品の個別包装については、「試供品」等、一般に流通しない商品の活用は認めません。
- (2) 製造工程における密封を原則としますが、一般流通商品のうちパッケージ商品の包装を開封し、個別に包装し直す場合には、以下の注意事項を守ってください。
  - ① 包装し直す際は、火気・水気・汚物等がない清潔な場所で、商品に直接さわる作業にはビニール手袋を使用してください。
  - ② 包装し直して個別商品を作る場合は、ジッパー袋を使用する等して密封し、害虫・雑菌等の混入防止措置を講ずることとします。なお、その際、対応方法を生駒市と協議することとします。
  - ③ 当該処理による紙おむつ等を使用した場合に、使用者の身体に異常が起こり（感染症等）、当該処理との因果関係が明らかになった場合は、これにかかる全責任は、契約者において負うものとします。

## 8. 見本等

契約者は、契約する紙おむつ等について、全種類（全サイズ）を見本として生駒市へ提出してください。またその際に品質証明書とカタログを提出してください。

## 9. その他

- (1) 契約者は、配達の際、受給者の安否等を確認し、受給者に重大な変化（死亡、入院等）があった場合は、生駒市に連絡してください。また、納品前に受給者の入院・入所・死亡等が判明した場合は、納品しないでください。
- (2) なお、前回配達時に家族等の受領印を徴し納品した紙おむつ等及び生駒市の指定した付随配達物品について、生駒市は引き取らないこととします。  
※ この場合の紙おむつ等とは、紙おむつ及び生駒市の指定した付随配達物品がある場合は、これを含めた物品のことをいいます。
- (3) 受給者からの問い合わせがあった場合には、生駒市に必ず連絡してください。
- (4) 業者として何か通知等を同封する場合には、必ず配達の前までにその文書を生駒市へ提出し、生駒市の同意を受けてから同封するようにしてください。
- (5) 配達に遅延等が生じる場合には、必ず生駒市へ電話連絡をしてください。
- (6) 配達業務を宅配便業者に委託して行う場合も、宅配便業者において上記(1)～(5)についてよく理解し、誤解なく実行されるように周知徹底してください。